

近代小学校の成立過程と地域社会

—地域指導者層による郷学所体制維持運動とその終焉—

工 藤 航 平

はじめに

今日、新聞やニュースでは、毎日のように「教育」に関する報道がなされている。いじめや未履修問題、これに端を発した学校や教員、教育委員会や政府にまで批判が及んでいる。その中で、「教育」の必要性という根本に関わる部分が大きく問われているといえる。当たり前のようないい處が見えられる現在、その意義が見失われてしまつてゐるのではないだろうか。

このようないい處の解決方法を模索するにあたつて、改めて現在につながる学校・教育が如何にして形成されたのかということについて、個々の地域に注目して明らかにする必要性があるのではないだろうか。

近代学校を民衆の手で造り上げていった過程について、それに関係した多様な人々の利害関係や意識・行動に注目して考へるのである。

従来、近代の小学校設立については、近世の教育機関と近代小学校との接続は連続か非連続か、形態上の「類似性」や公教育の起源から評価するものが主であつた。⁽¹⁾そのため、教育内容や対象階層の違いなど地域における多様な民衆教育機関が、均質な小学校に編成される学

制頒布前後の地域の実態について、充分に明らかにされているとは言い難い。また、個別の手習塾・私塾、または類型ごとの分析については多くの研究蓄積があるが、一定地域の民衆教育を総体的に把握することが行われて來なかつたといえる。⁽²⁾

また、幕末維新期における村役人層の再評価と地域的役割の重要性が指摘される現在、改めて村役人層や地域社会と教育との関係を再検討する必要があると考える。特に、近年は「地域リーダー」としての村役人像や、近代において国家に収斂されない名望家像など、それぞれの地域や個性に即した研究が注目されている。⁽³⁾

そこで本稿では、①郷学校や手習塾等の多様な教育機関を抱えている地域を対象に、②地域や村落を牽引した人々（惣代クラスの地域指導者層や村役人層）の意識・行動に注目して、③地域社会内部における近代小学校の歴史的成立、民衆教育機関の再編過程について明らかにする。そして、単なる国家の近代的社會原理の押しつけということではない、近代教育の存在意義を再確認するための一助としたい。

藩領村々（前橋藩→前橋県→入間県→熊谷県→埼玉県／現埼玉県川島町）である。川島領は四八ヶ村からなり、前橋藩領四〇ヶ村、前橋藩との相給一ヶ村、幕領・旗本知行所六ヶ村からなる⁽⁴⁾。四方を河川で囲まれ、地理的にもまとまりをもつた地域である。特に、前橋藩領村々は「川島組」とよばれた対領主関係に基軸をおいた組合村が形成され、明治三年（一八七〇）には川島組の行政事務一般を取り扱う自立した機構である「川島分界」となつた。⁽⁵⁾その後、大区小区制の導入によつて川島分界は解体され、旧前橋藩領村々以外も含めて小区割りが行われた。

この地域には、近世後期以降、多くの手習塾のほか、私塾なども開設されていた。明治三年には、前橋藩の指示のもと、郷学所「河島書堂」（河東寮、河島堂、学寮など）が設置された。河島書堂や川島地域の明治初年の教育事情については、『埼玉県教育史』と『川島町教育史』で詳しく解説されているが、ⁱ 前橋藩廢止時と入間県下との間に断絶的に捉えているほか、ⁱⁱ 様々な人たちの意識差とその相克、ⁱⁱⁱ 旧前橋藩川島分界という地域的特性を踏まえた検討はされておらず、以上の点で十分な研究がなされているとは言えない。⁽⁶⁾ 近年では、この地域の大区小区制の形成過程について明らかにした松沢祐作の成果において、郷学所と川島分界との関係が指摘されている⁽⁷⁾。

前橋藩（県）管下の河島書堂についてまとめると、以下のようにある。a. 前橋藩の指示のもとで創設されたが、郷学所役員（郷学所取締や郷学所掛など郷学所関係者の総称として使用する）の主導で設立さ

れた民衆的教育機関である。b. 前橋藩校博喻堂に準じた儒教教育を中心とする人格形成、教養的側面に重点を置いたものであり、川島分界村々の村役人や有力農民とその子弟を対象とした地域指導者層の養成を、川島分界という行政機構において公的に行つた。d. 郷学所役員らは河島書堂とは別に個人的に手習塾を開設するなど、初等教育の上位に置かれ、対象者・教育内容において明確に区別されていた。e. 河島書堂の創設は川島分界の成立と期を一にしており、会所と合併され、地域運営と密接に関わり、一体的に認識されていた。

本稿では、川島分界（後の三小区体制）を基盤に、白井沼村の郷学所（河島書堂、後の白井沼学校）—支学所（中山村・上小見野村）を拠点とした体系化された教育組織を「郷学所体制」とする。

第一節 前橋県廢止と河島書堂存続運動

前橋県は、明治四年（一八七一）七月の廢藩置県により廢止されることとなつた。では、前橋藩政下で設立された河島書堂が、前橋県廢止という事態を受けて、どのような対応をとつたのであろうか。本節では、郷学所設立を主導した川島分界の地域指導者層である取締役・肝煎役・頭取名主（総称を「三役」とする）、これらの人物のほとんどが就任した郷学所役員（郷学所取締・郷学所掛・助教・助勤は除く。）の活動に注目して検討することにする。

1 明治初年における川島組の地域指導者層

まず、本稿で取り上げる川島分界の地域指導者層と、対象地域である川島分界について簡単に見ることとする。

まず、川島分界・三小区体制について見ることとする。川島分界村々は、大区小区制により、旧前橋藩領以外の村々や川島領以外の七ヶ村とともに、四つの小区に区割りされた。区割りは、田中次平や鈴木庸行など、旧前橋県支配であった川島分界の者たちによって行われた。

その結果、第一表のように区割りされた。大凡、旧前橋県支配の村々は七・八・九小区、それ以外の村々は六小区と区分けされ、旧支配・旧川島分界を強く意識した区割りが行われたことがわかる。また、この区割りを見ると、河島書堂（七小区）及び支学所二校（八・九小区）が各小区に配置される形となつており、郷学所が区割りに与えた影響についても今後検討する必要がある。

七・八・九小区の三区に分割された川島分界であるが、従来通り白井沼村の会所を拠点とし、旧川島分界の継続を目的とした三小区による結合関係（三小区体制）が採られた。この三小区体制については、行政事務の停滞への危機感のほか、旧前橋県時代から継続していた諸問題への対応という現実的問題が大きかつたと考えられる。例えば、桶川宿助郷役不勤理金一件の訴訟過程では、「元筆山様支配上下大屋敷・下新堀・出丸下郷・北園部・古凍村六ヶ村之義同様一同ニ相成歎願いたし度問合有之候得共、右之趣意柄も異なり候義ニ付、右六ヶ村ニテ毫人物代相立、別ニ書面差出候事」と、旧支配ごとに物代を立て

ることとされ、旧前橋県支配である二小区で連合して訴訟にあたつていた。

なお以下、前橋県川島組を指す場合、明治五年一月の大区小区制以前は「川島分界」、それ以後は「三小区」「三小区体制」（断りのない限り、「三小区」とは七・八・九小区による三小区体制を指す）と記す。また、旧前橋藩領以外の村々も含む川島地域全体を指す場合は「川島領」と記すこととする。

次に、地域指導者層のうち、本稿に登場する代表的な人物について簡単に触れておく。川島分界は、「三役—組合惣代—村役人」という構造であり、前橋藩より任命された三役を中心に川島分界が運営された。郷学所の設立は三役が中心となり、一部村役人層も役員となつた。明治初期の村役人については、第二表にまとめた。入間県移管以降も、川島分界の指導者層が引き続いて地域運営を担つていたことがわかる。

特に、河島書堂設立に尽力した者たちは、各小区の戸長・副戸長に就任し、地域運営や教育面で重要な役割を果たした。田中次平（三興・三左衛門・質庵）は、前橋県下において三保谷宿名主のほか、川島組取締役や郷学所取締を勤め、川島地域を主導する中心的存在であった。田中家は代々三保谷宿名主役を勤め、川島領を囲む堤防などの治水事業で多くの業績を残す。次平も大困墻普請に尽力したほか、明治期には戸長や区長、学校庶務掛なども勤めた。鈴木庸行（孝次郎、孝太郎）は明治三年に宮前村名主役及び郷学所掛、翌年には頭取名主に任命され、郷学所開設に向けて田中次平や中山村名主飯島藤十郎と共に尽力

[第1表] 小区村名一覧

小区	村名	戸長
6小区	上老袋村、中老袋村、下老袋村、鹿飼村、本宿村、戸崎村、川口村、上大屋敷村、下大屋敷村、出丸本村、出丸下郷、出丸中郷下分、出丸中郷上分、西谷村、曲師村	今井半左衛門（出丸中郷）
7小区	下新堀村、上新堀村、三保谷宿、山ヶ谷戸村、牛ヶ谷戸村、表村、吉原村、紫竹村、平沼村、白井沼村、宮前村、上猪村、下貉村、釣無村、角泉村、安塚村、飯島村	田中次平（三保谷宿）
8小区	下小見野村、上小見野村、畠中村、大塚村、鳥羽井村、鳥羽井新田、一本木村、下八ツ林村、上八ツ林村、松永村、虫塚村、谷中村、加胡村、梅ノ木村	松崎又十郎（下小見野村）
9小区	北園部村、南園部村、戸守村、吹塚村、正直村、長楽村、中山村、上伊草村、下伊草村、伊草宿	渋谷源太郎（戸守村）

* 下線を引いた村名は、旧前橋藩領以外の村々。

* 斜文字の村名は、川島領以外の村々。

* 「明治壬申公務誌 壱」（鈴木（庸）家文書・3212）、『埼玉県市町村誌』第四卷（埼玉県教育委員会、1973年）、同 第八卷（埼玉県教育委員会、1976年）より作成。

[第2表] 明治初年の行政担当者

氏名	小区	村名	役職	前橋藩政下での役職等	備考
田中次平	7小区	三保谷宿	学校庶務掛	取締役、郷学所取締、組合惣代	M10第十五番中学区公選議員、M11学区取締
猪鼻孫一郎	7小区	下貉村	学校庶務掛	肝煎役	梓五作が郷学所生徒・頭取名主補・郷学所助勤
矢部恒三郎	7小区	山ヶ谷戸村	戸長	郷学所生徒(名主梓)	
小島孫市	7小区	表村	戸長		梓健三郎が郷学所生徒
小高芳三郎	7小区	紫竹村	戸長	頭取名主補、郷学所助勤、郷学所生徒(名主梓)	
石黒玄四郎	7小区	新堀村	戸長手伝、戸長	頭取名主、郷学所掛、郷学所助教	M6.12—M9.12表学校及び三保谷学校保護役、M11.1—M12.3表学校及び三保谷学校校務掛
飯野勝十郎	7小区	吉原村	戸長	郷学所生徒(名主梓)？	
小高泰作	7小区	牛ヶ谷戸村	戸長		梓市松が郷学所生徒
藤間勝次	7小区	三保谷宿	戸長		
鈴木庸行	7小区	宮前村	戸長手伝、戸長、副区長、戸籍専務、学校庶務掛	頭取名主、郷学所掛、郷学所助教	M6.12—M9.12白井沼学校保護役、M11.1—M12.3白井沼学校校務掛、M6.2議員(徵兵関係力)
鹿山新三郎	7小区	飯島村	戸長	名主、頭取名主補、郷学所助勤	梓三郎が郷学所生徒
矢部杏太郎	7小区	平沼村	戸長	頭取名主補、郷学所助勤	
品川佐十郎	7小区	白井沼村	戸長		
猪鼻明順	7小区	下貉村	戸長		M6.12—M9.12角泉学校保護役、M11.1—M12.3稻生学校及び角泉学校校務掛
鳴 貞吉	7小区	上猪村	戸長	郷学所生徒(名主)	M12.3—稻生学校校務担当人
関 喜平治	7小区	釣無村	戸長		梓八寿治が郷学所生徒・頭取名主補・郷学所助勤
猪鼻喜曾平	7小区	角泉村	戸長	頭取名主補、郷学所助勤	助太郎が郷学所生徒
遠山虎五郎	7小区	安塚村	戸長		
松崎又重郎	8小区	下小見野村	副区長	頭取名主、郷学所助教、組合惣代	
大沢庄平	8小区	畠中村	戸長、学校庶務掛	頭取名主	
大沢正作	8小区	畠中村	戸籍専務	郷学所掛、郷学所助教、教則伝習生徒	大沢庄平の子
山林万次	8小区	大塚村	戸長		
松本喜太郎	8小区	鳥羽井村	戸長		
三角伊八	8小区	鳥羽井新田	戸長		
岩瀬繼次郎	8小区	梅木村	戸長	頭取名主	
渋谷源太郎	9小区	戸守村	副区長	頭取名主	
飯島藤十郎	9小区	中山村	戸籍専務、学校庶務掛	頭取名主、郷学所掛、郷学所助教	M10.11校務掛に任命
菅間郡次郎	9小区	上伊草村	戸長	名主、頭取名主補、郷学所助勤	

※現時点で確認できる者のみを示した。

した。移管後は、副戸長、戸籍専務、学校庶務掛などを歴任した。鈴木家は代々宮前村の名主役勤めた。特に庸行の父庸寿は、治水事業や異国船渡来による相州表への警備において功績を挙げ、藩より苗字帶刀・頭取格に任じられた。引退後も前橋藩より取締役に任命され、川島領のリーダー的存在であった。また、慶応二年（一八六六）の武州一揆の際に、鈴木家は打ちこわしにあつてゐる。

これら地域指導者層の評価について、その一端を見ることにする。

鈴木庸行が明治五年からの桶川宿助郷不勤埋金一件の過程を記した帳面には、「田中君癪疾ニ罹りながら、郡中一統之事ニて、周旋致し候者而已迷惑為致候義不本意と申、病床ニて種々談話有之揮毫歎書等認候義、實ニ至仁といふべし、感すべし。神州之民たば、石黒者攘斥シ、田中を学ぶべし。是田中ハ楠公、石黒者足利ならんや」と記されている。同じ地域指導者として、郡中村々のために病氣を押して訴訟にあたる田中を楠木正成に喻えて賞賛している。一方、同じ頭取名主であつた石黒玄四郎については、このほかに明治五年二月の七小区戸長役の取り極めの際にも、職務や同職への言動に對して厳しい批判を行つてゐる。しかし、七小区戸長手伝（戸長田中次平の補佐）を決める際には、区内村々より、鈴木・石黒の両名が頼まれることとなつた。⁽²⁾これは、従来は頭取名主の周旋で御用等を勤めていたため、旧習一新されでは差し支え、不慣れの者では不弁理であるとの理由からである。彼らは、仲間内では批判もあるが、地域村々からは一定の信頼を得ていたことがわかる。これは、單に事務処理能力だけでなく、村

民に対する説諭や仲介、官員との内伺いや取り引き、地域内外における紛争解決など様々な能力・技量を身に付けていることによる。

また、地域指導者層の多くは近世後期以降、手習塾等を開設しておいて教育の重要性・有効性についても十分認識していた。そのため、郷学所開設に際しては、郷学所役員に任命され、その開設や運営において大きな役割を果たした。これら、地域運営や教育における実績により、新県移管後も引き続いて地域指導者として活躍したのである。

このように、明治初期の川島分界（のち三小区）では、旧藩時代から変わらず、一体的な地域結合が組織され、地域指導者層が継続して地域運営を担当するという特徴を有していたのである。そして、三役や郷学所役員といった地域指導者層は、その行動から、川島領村々の物代としての側面が強かつたと評価できる。

2 前橋県廃止後の河島書堂存続運動

川島分界村々は、明治四年八月五日に、前橋県より「知事様御免職之義」が通達された。新県への移管については未定であり、この段階では前橋県及び川島分界村々ともに目立った動きは見られない。同年八月には、前橋県より川島分界取締役に對して、会所及び郷学所補勤の人選が指示され、三小区内から村役人やその子弟が任命されている。また、同年九月には、従来同様に会所仮規則が村々の間で調印されてゐる。川島分界村々の前橋県廃止に対する不安は感じられず、これままでと変わらない様子を見て取ることができる。

しかし、同年一一月になると突如として会所・郷学所永続方について話し合われるようになり、慌ただしく活動を始める。日誌などには、「会所・郷学所之義も自然掛り之者等被免候ハ、是迄之規定筋も一朝瓦解いたし、郷学所・郷学所之義此併ニて県替ニ相成候節、七掛り之役々一ト先免職は勿論ニ候、仍ては上ノ物と相成候ては、其節浮物之様ニ相成、掛り役員差図及候義ニも相成間敷と存候」⁽¹⁴⁾、「県替之節は如何成行者哉難計」⁽¹⁵⁾など、新県移管に対する不安が記されている。一一月三日には会所での三役らの寄合で不安が示され、六日には「会所・郷学所興廢見込」⁽¹⁶⁾が話し合われると共に、「会所・郷学所永統方」についても議論始めている。このことから、一〇月二八日の群馬県成立が直接的に影響していたことがわかる。政府直轄の新県成立に直面した段階で、地域指導者層は現実的危機感を抱くに至つたのである。

このよつた中で、会所及び郷学所の維持方法に関する重要な取り組めがなされた。次の史料は、川島組四二ヶ村の間で調印された議定書である。

〔史料1〕（傍線部は筆者註、以下同じ）

当会所・郷学所之義は兼て御支配より厚く御世話被成下候ニ付、村々申談之上、両所合併ニ致し、夫々掛り之者被命、組合四拾武ヶ村時々御指揮を受ケ、取締筋を始め民事一切ニ関係致し、

郷学所之義は昨午八月以来村々子弟登學日々勉励罷在候処、今般諸県御廃置之御布告有之ニ付ては、会所・郷学所之義も自

然掛り之者等被免候ハ、是迄之規定筋も一朝瓦解いたし、郷学所・郷学所之義も自然掛り之者等被免候ハ、是迄之規定筋も一朝瓦解いたし、郷学所・郷学所之義此併ニて県替ニ相成候節、七掛り之役々一ト先免職は勿論ニ候、仍ては上ノ物と相成候ては、其節浮物之様ニ相成、掛り役員差図及候義ニも相成間敷と存候」⁽¹⁴⁾、「県替之節は如何成行者哉難計」⁽¹⁵⁾など、新県移管に対する不安が記されている。一一月三日には会所での三役らの寄合で不安が示され、六日には「会所・郷学所興廢見込」⁽¹⁶⁾が話し合われると共に、「会所・郷学所永統方」についても議論され始めている。このことから、一〇月二八日の群馬県成立が直接的に影響していたことがわかる。政府直轄の新県成立に直面した段階で、地域指導者層は現実的危機感を抱くに至つたのである。

このよつた中で、会所及び郷学所の維持方法に関する重要な取り組めがなされた。次の史料は、川島組四二ヶ村の間で調印された議定書である。

〔史料1〕（傍線部は筆者註、以下同じ）

当会所・郷学所之義は兼て御支配より厚く御世話被成下候ニ付、村々申談之上、両所合併ニ致し、夫々掛り之者被命、組合四拾武ヶ村時々御指揮を受ケ、取締筋を始め民事一切ニ関係致し、

郷学所之義は昨午八月以来村々子弟登學日々勉励罷在候処、今般諸県御廃置之御布告有之ニ付ては、会所・郷学所之義も自

然掛り之者等被免候ハ、是迄之規定筋も一朝瓦解いたし、郷学所・郷学所之義も自然掛り之者等被免候ハ、是迄之規定筋も一朝瓦解いたし、郷学所・郷学所之義此併ニて県替ニ相成候節、七掛り之役々一ト先免職は勿論ニ候、仍ては上ノ物と相成候ては、其節浮物之様ニ相成、掛り役員差図及候義ニも相成間敷と存候」⁽¹⁴⁾、「県替之節は如何成行者哉難計」⁽¹⁵⁾など、新県移管に対する不安が記されている。一一月三日には会所での三役らの寄合で不安が示され、六日には「会所・郷学所興廢見込」⁽¹⁶⁾が話し合われると共に、「会所・郷学所永統方」についても議論され始めている。このことから、一〇月二八日の群馬県成立が直接的に影響していたことがわかる。政府直轄の新県成立に直面した段階で、地域指導者層は現実的危機感を抱くに至つたのである。

このよつた中で、会所及び郷学所の維持方法に関する重要な取り組めがなされた。次の史料は、川島組四二ヶ村の間で調印された議定書である。

〔史料1〕（傍線部は筆者註、以下同じ）

当会所・郷学所之義は兼て御支配より厚く御世話被成下候ニ付、村々申談之上、両所合併ニ致し、夫々掛り之者被命、組合四拾武ヶ村時々御指揮を受ケ、取締筋を始め民事一切ニ関係致し、

郷学所之義は昨午八月以来村々子弟登學日々勉励罷在候処、今般諸県御廃置之御布告有之ニ付ては、会所・郷学所之義も自

然掛り之者等被免候ハ、是迄之規定筋も一朝瓦解いたし、郷学所・郷学所之義も自然掛り之者等被免候ハ、是迄之規定筋も一朝瓦解いたし、郷学所・郷学所之義此併ニて県替ニ相成候節、七掛り之役々一ト先免職は勿論ニ候、仍ては上ノ物と相成候ては、其節浮物之様ニ相成、掛り役員差図及候義ニも相成間敷と存候」⁽¹⁴⁾、「県替之節は如何成行者哉難計」⁽¹⁵⁾など、新県移管に対する不安が記されている。一一月三日には会所での三役らの寄合で不安が示され、六日には「会所・郷学所興廢見込」⁽¹⁶⁾が話し合われると共に、「会所・郷学所永統方」についても議論され始めている。このことから、一〇月二八日の群馬県成立が直接的に影響していたことがわかる。政府直轄の新県成立に直面した段階で、地域指導者層は現実的危機感を抱くに至つたのである。

りニ候処、此上は

皇国学は勿論西洋学等も心得度候へ共、素より黒子之僻地にて
本国西洋二学之大家相招候義も難成、併方今御時勢之学ニ不通
候は御主意も奉載不致義ニ奉存、第一世上之交際も出来兼候義
と奉存候間、此義追々衆議を尽し少々とも相学ひ候様ニ致事。

一右両所修造向等之入費は掛り之衆ニテ御持切、村々え御談示ニ

不及、尤会所臨時入費は一統村掛りニ致、郷学所之義は聊村々
え入費御談示も無之候得共、即今枝学所取建候得は追々入費も
相増し可申候間、組合村々之内是迄廃寺被仰付候分は格別、猶
此上廃寺被仰付候分御除地御年貢地共会所・郷学所持ニ致シ、
年々小作上り高を以テ両所之營繕諸入費ニ供給いたし、有余之
分は窮民賑恤之備ニ致置候ハ、無用之ものを以て有用ニ充て、
全く村々為筋ニも相成候事ニ存候間、一旦其義村々取極も致し
候得共、元來無主之地故、仮令村々示談之上とハ乍申、下々の
ミにて確定可致義も無之候間、御支配御取極り之上、同相立官
許を得候上、兼而申談し候通りニ可致候。依てハ廃寺跡當未年
田畠小作上り高は其村々役人之上ニテ預り置、追て御所置相立
候節、何れへなり共差出可申候。尤當御年貢諸掛り等は右小作
上り高之内より差出可申事。

前書之通り今般村々役人共一同申談之上、取極候上は各方明日
ニモ御役被免、会所郷学所共御廢止被仰付候共、此上御規則相
立候迄乍御迷惑郡中惣代之御心得を以テ両所え御持張頼入候。

尤当春以来諸入費等は右廃寺跡御年貢地之分、下ケ方示談之通

り不相成候節は村々惣高割を以出錢可致段取極候処相違無之候。

依て村々役人一同他日達變為無之連印を以議定兼頼状仍て如件。

明治四辛未年十一月

川島四拾式ヶ村

組頭

名主 連印

会所・郷学所御掛り衆中(17)

史料1は、旧前橋県川島組四ニケ村連印で会所・郷学所掛中へ提出
された、「会所郷学所議定兼頼状并郡中取極書」と題する議定書であ
る。新県の成立・移管に際して、従来の規則等が廢されたり、郷学所
役員が罷免されるなど、会所及び郷学所が廢止されることとなつた場
合、これまでの役員を「郡中惣代」とし、従来通り会所・郷学所の運
営を行つてもらうというものである。つまり、河島書堂設立の後ろ盾
である旧前橋県との関係を断ち、会所・郷学所を地域の機関として明
確に位置づけ、地域主体の運営を目指したのである。

鈴木庸行の日誌によると、議定書が提出された一〇日前、会所にお
いて田中次平・猪鼻孫一郎・鈴木庸行・大澤庄平・石黒玄四郎の五名
が集まり、次のような談判を行つてゐる。

〔史料2〕

同三日会所 田中・猪鼻・大沢・石黒・僕出勤

一會所・郷学所之義此便ニテ縣替ニ相成候節、七掛り之役々一ト
先免職は勿論ニ候、仍ては上ノ物と相成候ては、其節浮物之様
ニ相成、掛り役員差図及候義ニも相成間敷と存候ニ付、此義談

判有之

右は上より被命候役員は役員と致し置、郡中村々より世話役之者見立置、若取締役・頭取役等被免候ても世話役上にて会所・郷学所指揮致候方ニいたし置度評決ニ成、仍て明後五日三役并補勤一同出会之触面差出ス。⁽¹⁸⁾

史料2によると、村々から会所・郷学所役員に提出された議定書は、三役・郷学所役員のうちの中心メンバーによる話し合いで作成され、川島分界村々で調印したものであつたことがわかる。つまり、史料1は、三役・郷学所役員のうちの中心メンバーの考え方を示したものであり、川島分界村々は客体的に河島書堂の維持を議定したのである。この議定書調印を受けて、取締役・頭取名主・助教并両所補勤の免職願いを提出した。⁽¹⁹⁾これらは、旧前橋県が川島分界を支配するために任命した主要な役職であった。三役らは、前橋県から任命されたものではあつたが、近世より川島組村々の惣代という側面が強かつた。この免職願いは、前橋県の支配役人と地域の惣代という二面性から、地域の惣代としての位置づけを明確にするものであつた。また、免職願いには「私共義郡中惣代ニ相立、都て御用筋是迄之通り御差支不相成候様仕、郷学之義も幼童之者不怠勤學罷在候様村々示談行届居候ニ付」と、惣代制での会所及び郷学所の運営を表明しており、県から自立した地域独自の行政組織が目指されたのである。

会所及び郷学所の運営経費について見ると、従来の村割や役員の個

人的負担から、廢寺跡除地・年貢地の作徳分を充てることとしている（廢寺跡地と郷学所経費との問題は後述する）。運営費においても川島分界として、公的な独自の財源確保を目指したのである。

河島書堂は、その設立から運営、経費負担等まで、そのほとんどが地域によって担われていた。前橋県は郷学所役員の任命、地域による決定事項の承認、扁額や金錢の下賜を行うことのほか、前橋藩校博喻堂の学規が影響しているくらいであつた。今回の一連の動きは、これら県との関係を断ち切り、名実ともに地域の教育機関として位置づけることに目的があつたのである。

先の議定書に記された教育内容等について見ると、旧県時代の教諭的な漢学だけでなく、近代学校政策に沿つた皇国学や西洋学の導入も見られるが、基本的には従来のままであつた。

廢藩置県による前橋県廢止（明治四年七月）から入間県移管（明治五年二月）までの時期は、i 政府直轄の新県への移管に対する不安とその解決方法として、旧前橋県との関係を断ち、惣代制導入によって地域村々に基盤を求めた。ii 基本的には旧県時代の河島書堂の要素を継承しており、地域指導者層による河島書堂の維持を目的とするものであつた。ⅲ もともと、地域秩序の安定という三役や郷学所役員なりの公共的意識からの運営であり、地域に基盤を求めるることは、より当初の理念に沿うものであつたといえる。

従来、前橋県廢止から三役・郷学所役員の免職願いまでの一連の動きは、郷学所役員がその維持に自信と意欲を失つた結果であり、郷学

所は次第に衰微したと評価されてきた。⁽²⁰⁾しかし、川島領における一連の動きは全て三役・郷学所役員の画策したものであり、前橋県との関係に固執したのではなく、地域の惣代、地域指導者として自覚していたことがわかる。そして、川島書堂を支配権力とは切り離された地域の民衆的教育機関とするための積極的な行動であり、河島書堂も地域の教育機関として存続されたのである。

第二節 入間県移管後の郷学所体制維持運動と近代小学校設立

廢藩置県から約半年が経つた明治五年二月、正式に川島領村々が入間県に移管されることが達せられ、二月七日に移管された。⁽²¹⁾政府直轄の入間県に移管されたことで、川島組の郷学所役員らはどのような対応をとつたのであろうか。本稿では、三役及び郷学所役員らの活動とともに、入間県の学校政策なども踏まえて検討する。

1 郷学所役員による河島書堂存続運動

入間県移管直後は、大区小区制導入に伴う小区割りや様々な事務処理などに追われ、目立った活動は見せていない。その中で、川島分界

を引き継いだ三小区体制における会所及び郷学所の運営経費に関する問題が噴出していた。これは、前橋県廃止決定直後から継続的に問題となつており、入間県移管後も暫くは解決していなかつた。

第一節でも触れたが、明治四年一一月の議定書では、会所・郷学所への廃寺跡地付与と、その作徳分を運営経費に充てることが議定され

た。これは同年八月頃から三役を中心に話し合われており、早い段階から民衆的な教育機関としての安定的・継続的な運営が目指されていたことがわかる。翌五年正月には、旧前橋県との関係を断つという方針から、以前に前橋県知事より会所・郷学所に付与された下賜金を返却することとなり、廃寺跡地売払金を充てることが計画された。つまり、i. 廃寺跡地を地元村々に払い下げ、その代金で下賜金を返却する。

ii. 返却後の残金を郷学所経費に充てる。並昨年及び今年の廃寺跡地作徳分は全て郷学所経費とする、というものであった。⁽²²⁾明治四年八月の川島組取締役・頭取名主連名での願いに対し、「可為願之通事」と初前橋県は廃寺跡地付与を認めていた。しかし、明治五年正月末には、広く郡中に入札をかけて廃寺跡地を払い下げ、その代金を上納するよう指示してきたのである。廃寺跡地作徳分の扱いを巡って川島分界内部で問題（第三節で詳述）も生じたが、三役による説諭や入間県への伺いを経て、最終的にはa. 廃寺跡地の入札と払い下げ代金の旧前橋県への上納、b. 明治三年作徳分は会所・郷学所運営経費に充て、c. 同四未年作徳分は廃寺跡地の村々へ渡されることが、村々の間で取り決められた。

また、明治五年正月、廃寺跡地入札に関して三役・郷学所役員の間で特に問題となつたのは、会所・郷学所が設けられていた白井沼村真福寺跡地であつた。廃寺跡地は落札した者の進退となるため、入札者の考え方次第では会所・郷学所の存続が危ぶまれたのである。次の史料

〔史料3〕

廿九日 晴穏 朝田中氏より書状ニ付已刻同家え至り候所、白井沼会所跡之義相談有之、然処同村にて御国恵を相弁ひ、郷学所取設候義ニ付、入札外ニいたし度歎願申出ル。仍て其段申上候處、入札外と申訳ニは難相成旨ニ付、田中君入札いたし、落札ニ相成候上は、同村え名前替ニいたし、村役人之内ニて郷学所世話人といたし名目可相付、尤郷学所永続中は収納物郷学所え可差出事。郷学所無之時は右入札之代金白井沼より田中氏え差出し、地所は右村え入候事と申談有之候処え、幸ひ白井沼左十郎殿・良七殿被參候ニ付、其段相談ニ相成、尤同村外三ヶ寺も同様いたし度旨田中氏より説諭有之、あら／＼承知候由。申刻帰ル。途中石黒氏え立寄候所、会所え出勤留守吉原弥平ニ逢事情承ル。⁽²⁴⁾

史料3によると、真福寺跡地を入札から外すことを歎願したが、聞き届けられなかつた。そこで、田中次平が入札し、落札した場合には白井沼村に名義変更し、同村より郷学所世話人を出すこととした。郷学所存続中は同跡地からの収納物を郷学所経費とし、郷学所が廃止された場合には白井沼村は次平へ入札代金を渡し、土地を譲り受けることとされた。次平は真福寺だけでなく白井沼村の三ヶ寺も同様にして、郷学所運営経費の安定的な確保を目指そうとした。次平は当初より経費の多くを個人的に支出するなど、河島書堂に対して人一倍の思いがあつたと考えられる。今回の行動も、地域指導者としての責任感と河

島書堂に対する思いの表れだといえる。真福寺跡に継続して設置されていた白井沼学校は、明治七年一月に三保合宿水川神社の土地の払い下げを受け、この土地と真福寺跡地とを田中次平との間で交換している。⁽²⁵⁾ 真福寺跡地を巡る田中次平の行動からも、郷学所設立以来、この地域の教育において、田中次平が大きな役割を果たしていたことがわかる。また、田中自身もこの地域の教育を担っているという責任感、郷学所維持への強い思いがあつたことを伺わせる。

この廢寺跡地処理問題と関連して、この一件に関する同書を提出した五日後の四月二三日、入間県から「郷学校取建居候旨趣書取」の提出が取締役の猪鼻孫一郎へ命じられた。⁽²⁶⁾ 翌二四日に会所において談判された結果、昨年一二月に文部省へ提出したものと書き直して差し出すこととなつた。書面は鈴木庸行が作成することとなり、翌二五日に入間県へ提出された。

入間県へ提出された「郷学校取建之旨趣奉申上候」を見ると、河島書堂の設立概要、学則概定、校則概定が記されている。明治三年八月に河島書堂が創設された際の「河東寮學規」⁽²⁷⁾と比べると、殆ど変わりがないことがわかる。第一節でみた惣代頼狀に引き続いて国学・洋学の必要性（実際には支那学のみが行われた）が示され、その趣旨は四書五經や白鹿洞書院掲示など漢籍による道徳教育を行うことである。入学対象者は貧富に拘わらず有志の者のほか、村役人并持高一五石以上者の子弟は必ず入学することとされた。つまり、旧前橋藩時代以来の地域指導者層の養成機関という性格であつたのである。学制頒布

以前における近代教育の方針は、従来の寺子屋教育における習字・読書・算術に、「忠孝ノ道」や「風俗ヲ教クスル」ような道德教育を加えたものであった。⁽²⁴⁾しかし、河島書堂は地域指導者層の養成という目的があり、また国学・洋学の導入が計られるなど、従来より引き続いて手習塾等とは明確に区別されていた。

そして、八月三日、近代学校制度に関する最初の基本法令である学制が制定・颁布され、歐米先進国の教育制度を取り入れた学校教育が普及・展開されることとなつた。政府は学制により、従来の漢学中心の道徳主義から、洋学中心の科学主義へと転換を計つたのである。次の史料は、学制頒布に伴い、同月八日に入間県へ提出された「乍恐以書付郷学所取建之儀奉伺上候」と題された伺書である。

〔史料4〕

乍恐以書付郷学所取立之儀奉伺上候

一 今般有志之者申合學問被仰付候處、従来旧県より命せられ白井沼村ニ於て会所合併學舍相開郷学所と相唱ひ、聊村童共ニ讀書致させ置候ニ有之候間、不取敢右場所相用、和漢筆算字并西洋単語会話等相學せ度奉存候。尤方今差當り御改正學制之小学校取設之方法は未タ難行届候ニ付、追て其方法相立候迄、旧郷学所之名目相用置、且教師之儀も他より雇入ニは力も無之故、不得止事最寄ニて學問心掛候者共届出、是迄講習仕居候。就ては今般之儀も古々敷共相用置度奉存候。

一僻地蒙昧之者其幼稚之子弟は申迄も無之、其父兄たるものをして

メ、兎角學問を惡ミ百姓は農業さへ出来候得は學問なとハ無益之事也との陋説を主張し其惡弊除き難し、是ニは殆困却仕候。此度郷学所御免許被成下置候上は、更ニ区内子弟たるもの男女共六歳以上聾聾等廢疾を除ク之外は農業之暇勉て學問可致様御布告被成下度奉願候。

一 学舎入費之儀は方今迅速規則も難相立候ニ付、先差当り入社之生徒より其者之身分ニ応じ聊ツ、之教授料差出させ、至極窮之者ニ候者ハ其儀ニ不及心置なく修業出来候様仕度心得ニ御座候。右件々ハ差障も無之儀ニ御座候ハ、急速學舎相聞度此段奉伺候。一 御序ニテ学校御開ニ相成教授雇入ニ相成候上は、郷学所教授之者伝習仕らせ即生徒え相伝させ候様仕度奉存候。

一 教授之儀は是迄三保ノ谷宿農小原秀雄・畑中村戸籍専務副戸長

大沢庄平憲同正作兩人ニテ致來候ニ付、差當り右之者相聞度奉存候。

明治五千申八月八日

第一大区七小区 副戸長 鈴木孝太郎

戸長 田中治平

八小区 副戸長 大沢庄平

戸長 松崎又十郎

九小区 副戸長 飯島藤十郎

戸長 渋谷源太郎

史料4は、七・八・九小区連名で入間県に提出したものである。その内容は、従来の郷学所教育と学制に基づく近代学校教育との折衷的なものであつた。和漢筆算だけでなく西洋単語・会話、父兄も含めた

地域住民に対する教育の必要性の説論、六歳以上の男女を就学対象と

すること、教師伝習学校への教員派遣など、学制の理念や制度が多く取り入れられていることがわかる。一方で、旧川島分界である三小区戸長・副戸長連名による申請であり、三小区を一つの学区として、従来通りの組織体系で対応していくことが示されている。また、とりあえず郷学所を利用すること、農業の暇に学問を行うこと、教員は引き続き小原秀雄と大澤正作にあたらせることなど、従来の河島書堂における教育を継続することが強調されている。これは、表題が「郷学所取立之儀」とされていることからも明白である。入間県は、「願の趣

先ツ旧郷学之名称にて開置候条追テ可然教員相雇学則其他巨細取調らべ更ニ可願立事」と、実質的に従来の河島書堂を利用した子弟教育を許可している。

同年一〇月にも、田中次平・鈴木庸行の間で、会所・郷学所設立規則概略・郷学所設立同書の作成が話し合われている（六日～八日⁽³²⁾）。

一三日に会所（川越会所の枝会所⁽³³⁾）開きが行わっていることから、その過程で作成されたものと考えられる。この同書の内容については不明であるが、河島書堂同様に会所規則と一緒に考えられていることから、会所と郷学所とを一体的に考える旧來の河島書堂の姿であり、八月のものと同内容であつたと推察される。前橋県廃止決定からこの

段階まで、旧三役・郷学所役員は、この河島書堂の維持に重点をおいていたのである。

2 近代的学校設立の展開と郷学所体制の維持

明治五年一一月になると、川島地域における近代的学校の設立が急展開する。その大きな要因となつたのは、同月二日に鈴木庸行、五日に田中次平、七日に大澤庄平が次々と学校庶務掛⁽³⁴⁾に任命されたことである。学校庶務掛は、これまでの実績を踏まえた上での任命と考えられ、旧郷学所役員のうちでも、特に中心的存在であつた三名が任命された。

これまで具体的な学校政策を打ち出していなかつた入間県であるが、一一月になると、学制の趣旨に基づき学問、教育の効果を人間の生活などと結び付け、学制の功利主義や実利主義を普及させるため、突如として説論等を出して近代学校政策の推進を図つた。入間県は説論⁽³⁵⁾（五日）、「学校大略」と、学制に先づて八月一日に出された太政官布告「学事奨励に関する被仰出書」を要約したものなどを管内に布達した。

鈴木庸行は一月二日の学校庶務掛任命の際、入間県官員の渡辺大属及び学校掛福島昇より、「方今事務多忙之中、学校之義は急務ニ候間、一層尽力有之度候」、四日にも「急務ニ開校可致旨御内命有之」と、学校設立が急務であることを指示されている。⁽³⁶⁾これを受けて庸行は四日に「田中氏え六字ニ至り、学校開場急務之義申入」と、田中次

平に学校開校が急務であることを報告した。庸行の行動は、単に入間県の指示を田中に伝えたというものではなく、庸行自身も主体的に学校設立を急務の問題と考えていたのではないだろうか（「学校」をどのようなものとして考えていたかは別として）。庸行らは直後より、学校興立方法等について、入間県官員に伺いを立てたり、三小区村々へ

学校興立や男女子弟の入学を説諭している（八、九日³⁹）。鈴木庸行の

日誌を見ると、「一日の学校庶務掛任命以後は、それまで使つてた「郷学所」という記述は見られなくなり、「学校」という語句が使用されている。これらのことからも、近代政策に呼応して積極的な活動を開き、地域社会の実態に即しながら、その発展に尽くそうとした姿を見ることができる。

また、鈴木庸行の日誌という史料的制限はあるが、学校設立に向けて活動する鈴木の姿を見てとれる反面、田中次平の活動があまり見えてこない。これは学校設立に積極的な鈴木と、旧来の河島書堂にこだわりを見せる田中との考え方の違いを物語っていると考えられる。

学校設立について連日の会合が開かれる中、一一月八日に学校設立に関する取り極めがなされた。次の史料はその取り極め内容を記したものである。

〔史料5〕

八日 晴 会所え出勤。三小区副戸長一同出会并手習師匠一同集会、学校興立方御布告向并長副説諭向等申達し、請書連印致し候事。右は別紙ニ有之候。

一学校開場は白井沼村ニて在來之処一ヶ所、八・九区ニて壹ヶ所之処、一ヶ所ニては不便ニ付、上小見野弘善寺を壹ヶ所、中山村善能寺を壹ヶ所、都合二ヶ所開校は致し候共、合て壹ヶ所分と之積り。

一村々男女共六才より入学致し候様村々役人より説諭可致事。

但、人員取調書明後九日迄二会所え差出し候事。

一私塾生徒は十歳より以上は必学校え可差出事。

但、筆算学之義は師元ニて学ひ候共、又は学校ニて学候共可

為適宜事。

一村々之子弟たる者六歳以上より九才以下は適宜之師元ニて学はせ候共、入学為致候共可為勝手、拾歳以上は急度入校為致へく事。

右之件々概定致し候事。⁴⁰

史料5によると、三小区の副戸長と手習師匠が集会し、学校は白井沼村に一ヶ所、八小区上小見野村弘善寺に一ヶ所、九小区中山村善能寺に一ヶ所開設とすることが取り決められた（但し、上小見野村・中山村の学校は二校で一校分との認識）。ここからは、三小区体制（旧川島分界）のもとで、旧郷学所とその支校である白井沼学校と上小見野村・中山村学校の設立と、その両者の格差（郷学所—支学所）とい

う型、つまり河島書堂を拠点とする従来の郷学所体制の維持が明文化され、再確認されていることがわかる。そして、同月一五日には、入間県官員列席のもとで、白井沼学校・上小見野学校・中山学校の合同

開校式が、白井沼村にある三小区の会所において行なわれた。合同開校式の開催については、入間県から触書が出されており、県も白井沼学校を拠点とした郷学所体制という独自の組織・運営を公認していたことがわかる。史料5中にある入間県の説論に対する「請書」について見ると、学制の理念をうたつた入間県の説論に対して、一同承知した旨が記されているが、旧三役・郷学所役員である地域指導者層の真意の程は明らかでない。

注目すべきは、六歳以上九歳以下の者は私塾等で学ばせることも可としたことである。ここで「私塾」とは、学制で言うところの「小学私塾」を想定したものと考えられる。⁽⁴²⁾また、学制では「尋常小学」について、六歳から九歳までは下等小学、一〇歳から一二歳までは上等小学とされており、三小区における私塾と学校の学年区分についても、学制の条項が取り入れられたと推察される。

鈴木庸行が学制の条文を見たということは、管見の限り確認できない。しかし、これまでの検討から、部分的にせよ、学制の内容について知つており、それを取り込んでいたと考えられる。また、「私塾」については、史料5に「手習師匠」とすることや後述の検討から、実態としては、従来の手習塾を指していると考えられる。つまり、庸行を始めとした学校庶務掛の独自の学制解釈が加えられたのである。

同月に入間県より出された「学校大略」では従来の私塾等の全廃を指示するなど、近代学校政策では前代の手習塾等は全て廃止とされているのに対し、川島のものは公認されていたのである。地域指導者層

は、従来の郷学所体制を維持しながら、手習塾等を取り込むことで、より地域に根ざした体制として確立したのである。

これは、郷学所体制の維持という旧三役・郷学所役員の理念と、地元民衆教育の振興という地域的課題と、政府や県の進める近代学校政策との間で、学校庶務掛により考え出された地域独自の対応であった。この学校庶務掛を中心とした地域指導者層による郷学所体制の維持という考え方を、端的に表す一件が明治五年一月十四日にあった。次の史料は、その一件に関連して提出されたものである。

〔史料6〕

以書付奉願上候

今般六才以上十五才以下之男女取調、入学可為仕仕方被仰聞、御主意一同難有奉載仕候。然處、私共村々之義白井沼迄遠路ニテ、童子共或ハ病身或ハ貧窮多キニシテ通学難相成者多分ニテ、一同御主意ハ奉載仕候得共、實以テ一同難渋仕候。尤十才以下ノ者私塾江入学為致候茂勝手次第ノ旨被仰聞候得共、十才以下之者之村々貧困多キニシテ弁当并万端差支ニ御座候。私共幾重ニモ説論シ候得共何分右情実難渋仕候。右ニ付、從前下貉村ニテ取建置候旧小学校ハ白井沼学校出張所トシテ御取建被下、私共村々義ハ右同所江通学仕候様御周旋被下候ハ、私共并小前一同相助カリ難有奉存候。然ル上ハ、右御主意小前末々迄モ行渡り可申。右ニ付テハ下貉村ニ罷在候栗間健文白井沼学校ヨリ出張ノ事ニ相成リ教育心得ヲ始メ、規則向万端白井沼学校ニ基キ可申ハ勿論、然上ハ先

般書上候幼童ノ拾倍位之入学相成可申ト奉存候。

右ニ付、以出格之恩召前書之通り被成下度一同奉歎願候。宜御衆議ノ上、御採用被下候ハ、難有仕合存候。猶委細ノ義ハ口上ニテ奉申上候。以上。

明治五壬申年十一月十四日

安塚村 副戸長 遠山虎五郎
角泉村 戸長 猪鼻喜曾平
釤無村 同 関喜平次
下貉村 同 猪鼻明順
上貉村 同 鳴 貞吉

学校庶務御掛衆中

十一月十四日ニ差出候ニ付、伺ヒノ上十八日会所ニテ次平殿ヨリ釤無・上貉江戻ス。当分私塾ト心得追而何レカ尽力可致旨申聞置候。⁽⁴³⁾

史料6は、安塚村ほか四ヶ村が連名で、下貉村に白井沼学校出張所を開設することを、三小区の学校庶務掛に願い出た際の願書である。

開設理由は、白井沼村まで通学困難であるということであつた。これに対して、田中ら学校庶務掛は不許可とし、田中から願書を釤無村・上貉村へ戻している。注目されるのは、学校ではなく私塾として心得て教育を行うようにと指示していることである。九歳以下の者は私塾で学ばせ、一〇歳以上の者は遠距離であろうが、白井沼学校に通学するものとしたのである。不許可の理由は明記されていないが、あくま

でも「学校」は旧河島書堂とその支学所の三校に限定し、それ以外は私塾として位置づけようとしていることがわかる。つまり、学校庶務掛らは、郷学所体制を維持するために、白井沼学校出張所の設置を認めなかつたのである。

共に白井沼村出張所の開設を願い出た角泉村では、名主猪鼻喜曾平により、慶應元年（一八六五）より手習塾が開設されていた。この塾は出張所開設願いが出された明治五年一一月に閉鎖されている。門弟帳の末尾に記された私塾取調書の控えと考えられる部分を見ると、師匠である猪鼻喜曾平は多忙のため祖父に塾を任せていたが、祖父も老衰となつたために塾を閉鎖したという。⁽⁴⁴⁾ 実際には、下貉村に白井沼学校出張所が設置されることを見越しての閉鎖と推察される。角泉村では、出張所開設不許可と知られたであろう同月一七日、新たに塾を開設している。⁽⁴⁵⁾ 入門者名を見ると猪鼻家の手習塾に通つていた者の名前も複数確認できることから、出張所不認可を受けて從来の塾が再開されたものと考えられる。つまり、郷学所の下部機関として、角泉村の私塾が再開されたのである。

入間具は、明治六年一月一五日に「学校設立スル大略」⁽⁴⁶⁾ を発した。その中で、学校の名称を当分は「仮小学校」と称し、「各小区ノ順ニ依テ学校ノ甲乙ヲ可分事」と指示している。これを受けて、三小区の学校庶務掛連名で提出された学校設立願を見ると、白井沼村学校は「仮学校」とされているのに対し、下貉村・上小見野村・中山村の学校は「仮学校」とされ、白井沼仮学校（旧河島書堂）を地域教育の拠点

とする郷学所体制に基づいた序列が明確にされることとなつた。地域指導者層は、地域内では私塾を公認しつつも、県に対してもは旧郷学所と支学所のみを学校として届けていた。つまり、地域村々と県とに對して、二つの基準をもつて対応していたのである。

旧三役・郷学所役員らは、明治三年に河島書堂を設立し、そこで地域指導者層の養成という一定の成果をおさめた。彼らは、自らが造り上げた郷学所体制に自信と愛着を持つこととなつたと考えられる。当初、地域の安定的運営が課題であつたが、近代学校政策が普及される中で、地域民衆の教育も意識されるようになつた。そして、地域指導者の養成機関として設立した河島書堂は、明治五年一一月に地域住民子弟の教育を取り込んだ郷学所体制として確立されたのである。この段階で彼らが維持しようとしたのは、「河島書堂」というよりも、郷学所体制という、彼らを中心とした体系的な地域民衆教育組織であった。但し、入学年齢で差異化していることから、単に教育機関としての差別化ではなく、河島書堂以来の教育内容の差（九歳以下＝手習いなど、一〇歳以上＝人格形成）を意識していたとも考えられる。この点については、この地域の各階層の就学年限などの検討が必要である。この時期の入間県は、学制の理念や制度を理解した上で告諭等を発してはいるが、具体的な学校設立策を打ち出さしてはおらず、その実施は三小区における郷学所体制を追認する形で行われていた。三小区における学校教育を担った学校や私塾は、学制では変則学校としての位置づけであるが、入間県はこれを公認し、明治政府・文部省によ

る近代学校政策を進めることがとなつた。そのため、三小区における郷学所体制は教育内容等に変化を見せながらも、旧三役・郷学所役員である学校庶務掛によって維持していくこととなつたのである。

ここで確認しておくことは、近代学校政策と学校設立の普及にしたがい、郷学所体制そのものが変化していることである。明治三年の河島書堂開設以降、地域指導者層養成のための郷学所（村民子弟を対象／三小区による公的運営）——初步的教育の寺子屋（村民子弟を対象／個人による私的経営）という、対象者及び教育内容・運営基盤において構造的・階層的格差があつた。しかし、均質的な小学校の設立が進められる中で、郷学所と私塾との教育内容及び対象者による構造的・階層的格差は解消されていった。そのため、同じ小学校という施設を、地域の中での位置づけのみで差別化を計らねばならなくなつた。明治五年一一月八日の議定は、格差の解消に直面した旧三役・郷学所役員による、意図的な格差付けとその周知があつたと評価できる。地域の一般的な教育機関であった手習塾等を郷学所体制に組み込むことで、地域住民の不満を生じさせずに、両機関の間に格差を創り出そうとしたのである。

第三節 川島領村々の離反と郷学所体制の終焉

第一節、第二節を通して、学校庶務掛ら地域指導者層が河島書堂・郷学所体制を維持しようとする活動について検討した。しかし、河島書堂自体が地域指導者層の養成ということを目的として開設されたこ

ともあり、川島地域村々が地域指導者層のやり方に理解を示していた訳ではなかつた。そこで本節では、主に県政推進に大きな影響を与えた河瀬秀治が入間県令に就任した明治六年二月以降を中心に、学校庶務掛らが守ろうとした郷学所体制（三小区体制を基盤とした郷学所・支学所—私塾という教育組織）から離反する村々について検討する。⁽⁴⁸⁾ また、村々の離反行動などの影響により、郷学所体制が崩壊していく姿について併せて見ることにする。

1 三小区体制からの離反

郷学所の独自の財政基盤として、川島分界村々の廃寺跡地作徳分が充てられることになったことは、第二節で説明した。三役が想定した最終的な仕法案としては、明治三未年（一八七〇）分及び同四年分の廃寺跡地作徳を郷学所経費に充てるというものであつた。これに対して、飯島村と上伊草村の二ヶ村が異議を唱えたのである。次の史料は長文であるが、廃寺跡地作徳分を巡る騒動について端的にまとめられているため、全文を掲載する。

〔史料7〕

乍恐以書付奉伺上候

御管下比企郡字川島之内元前橋県御支配之節、四拾武ヶ村組合にて白井沼村地内え会所取建、取締役・頭取名主其外補勤之者順番を以手弁当にて詰合、民事一切関係仕御用筋取扱、且郷学所之義も同處え合併致シ、村々幼童勤学罷在候處、去々午年迄は会所臨

時諸入用ハ村費致し、郷学所入費は同所掛り之者寸志を以相償置候処、同年中村々無住無檀之寺院御廃し被仰出候ニ付、昨未年之義は右廃寺跡田畠作徳を以頭取名主役料・補丁扶持方其外会所・郷学所諸費ニ差向候ハ、無用之物を以有用ニ充候事、組合村々之一助ニも可相成と存、其段村々え申談之上議定連印致置候処、當春中廃寺跡除地貢税地とも當組合四拾武ヶ村え入札を以御払下ケニ相成候ニ付、永続之基ヲ失ひ候得共、午未兩年作徳ハ全ク浮物ニ相成居候処、當節ニ至り組合村々之内ニケ村私情ヲ萌シ、廃寺作徳之義は村限り進退致度、其詮は組合村々之内ニも廃寺無之村方も有之候得は廃寺之作徳を以会所・郷学所之入費ニ差向候義不平均之旨申出候ニ付、相成丈ケ平和ニ致度存候より、議定之表は未年作徳を以両所入費ニ差向候事ニ申談候得ハ、同年分は廃寺之村限り進退致し、午年作徳之分を以両所入費ニ差向け、其余不足之分は組合惣割を以出金致候ハ、廃寺有之村方ニおるても存立半ハ相立候義ニ付、其段一統えも精々申諭候処、外村ニテ承知致候得共、二ヶ村而已落合不申、右様彼是斟酌いたし、何れニも為落合度申談候得共、兎角私情ニ泥ミ、更ニ聞入不申、一躰廢寺跡作徳之義は誰物とも治定不致、已ニ入札之義も広ク被仰付、中ニは他村進退ニ相成候村方も有之候得は、一旦組合申談之上、議定取極ニも相成候義ニ付、午歳之分を以私共取扱之通り末年入費ニ差向ケ度存、且昨未年之分村限り進退之事ニ申談は致候得共、今般郷学校勤学之義懸隔之地方は設立之方法可相立旨奉持承候間、

兼て取建寵在候郷学所ヲ以此上益盛ニ相成候様仕度存候ニ付、前書未年作徳之分右入費之基礎ニ致し、私共始メ夫々寸志相立、向後郷学所入費ニ差加ひ度奉存候得ハ、前条之通り壹ヶ年作徳有之、私情申立候義ニ付、定て廢寺有之村々如何可有之哉ニ存候得共、兼々無用之ものを以有用ニ充テ、村々高割出金之一助ニ仕度奉存候より、午未両年作徳共私共見込通り被仰付候ハ、村々為筋ニも可相成様奉存候。乍去前件奉申上候廉々不公平ニて私共見込不相当之筋ニ可有之哉、乍恐以御諒察御差図被成下度置、此段奉同上候。以上。

壬申四月⁴⁹

史料7は、明治五年四月に川島分界取締役と頭取名主から入間県に提出された同書である。二ヶ村は、廢寺跡地作徳分を徴収すると、廢寺がある村とない村との間で不公平になるため、作徳は全てその村の進退とするように要求してきたのである。学校庶務掛らの話し合いにより、同年三月に妥協案として、同三年半分は会所・郷学所の運営経費に充て、同四未年分は廢寺跡地の村々に配分することを提案し、郡中村々一同の承諾を得た。しかし、二ヶ村は依然として承伏しなかつた。当初、郡中一同で取り決めたことなので郡中で解決したいと言つ同いを立て、「先前議定之通可取計事」との裁定を受けている。

また、明治六年二月末になると、三小区による集会に九小区が参加しなくなり始めた。鈴木庸行の日誌にも「学校教師ニ渥美先生雇候事。

此義決定不致、九小区」（二月二十四日）⁵⁰、「三小区村々出会候処、九小区ニて長副共不參ニ付、請物は不達候」（三月十九日）⁵¹と記され、村々の承認や布達等の伝達などの業務が滞つてしまつていてることがわかる。その後、九小区は三小区体制に復帰することはなく、以後は七・八小区による二小区体制として集会等が行われた。

同年六月二九日の集会には、七小区は一円参加したが、八小区は上・下八ツ林村、鳥羽井村、鳥羽井新田、大塚村、畠中村のみであつた。この集会では教員養成のための暢発学校へ送り出す生徒の人選が行われた。この人選において上・下八ツ林村は、「兩八ツ之義は兩村ニて壱名人撰、是迄之学区相外し度旨曉と治定不致事」と、七・八小区を基盤とした郷学所体制からの離脱をほのめかしていたのである。⁵²

2 河瀬秀治入間県令下での近代学校設立

河瀬秀治は、前任の印旛県（現千葉県北部）において教育改革で成功を挙げていた。その実績をもつて、埼玉県に比べて遅れていた入間県の教育制度改革を進め、地域社会に学制による教育態勢を確立するため、積極的な学校政策を採つた。この河瀬の学校政策は、従来の入間県の政策を大きく転換するものであり、川島領村々からも批判が出た。しかし、この河瀬の影響もあり、川島地域における学校設立は大きく進むこととなつた。

河瀬県令と三小区の郷学所体制との関係で注目される史料に、次のものがある。

〔史料8〕

第一大区小七区河島郷三保ノ谷村学校ハ旧来戸長田中治平ナル者
大ヒニ尽力イタシ居ルヲ以テ村方一同奮発シ、即今生徒殆ント三百
百人ニ及フ。追ニ入学ノ景況ナリ。又同大区小六区同郷出丸村戸
長今井半左衛門ナル者大ヒニ学業ニ奮発致シ、村方遊惰ヲ禁ゼン
コトヲ請フ。其目ニ曰ク、第一囃子太鼓打、第二縞餅搗、第三土
俵力持、第四シンク手踊類、第五獅子舞子ノ五ツ者ハ從來村方少
壯輩遊戲ノ慨目ニシテ、是ヲ習得スルニ囃子太鼓打ハ三年ヲ経テ
上達ニ至ル。其他シンク手踊類モ多少ノ歳月ヲ耗費セザレハ上達
スルヲ得ス。然ルニ是ヲ習得上達スルヤ其未必農事ニ惰リ、遊蕩
ニ耽ル。遂ニ不良ノ徒ニ陥ル。其害少カラス。今般厚キ朝旨ヲ以
テ、今國一般学校ヲ開カレ、不学ノ人民ナカラシメシトノ御布令
ニ隨ヒ、今ヨリ後は右等遊戲ヲ禁シ、其余力ヲ以修メ、家ヲ齋ヘ、
人ニ自由ノ権利ヲ保タンコトヲ志スベキヤウ有之度申タリ。実ニ
村長タル者茲ニ注目スルハ、心ヲ職事ニ委スルコト云ヘシ。凡ソ
人ノ長タル者猶之ニ注意アリテ右目ノミナ「虫損」バ、總テ開化ヲ
妨タグルノ流弊アラバ、斷然懇切ニ説諭ヲ致シ、前文ノ處ニ誘導
有之度事也。此段心得及披露候也。

二月⁶⁶

史料8は、就任直後の二月、学校設立が遅れていた第七大区（大里
郡周辺）の学校庶務掛・戸長・村役人中に對して、入間県から出され
た触書である。入間県が、管下において特に学校設立が進んでいる地

域として、川島領を認識していたことがわかる。三保谷学校が開校し
たのは明治九年五月であり、これは白井沼学校（旧河島書堂）の誤り
である。この時期は、三小区体制のもとで、白井沼学校を中心には郷学
所体制が辛うじて維持されていた。この触書では、前橋藩について一
切触れられておらず、田中次平の多大な尽力によるものと説明されて
いる。論旨は、旧弊の一掃と近代的学校教育の導入についての説論で
ある。つまり、白井沼学校を旧藩時代から存続されたものではなく、
新政府の学制のもとで、名称すら変えられ、民衆の手により設立され
た近代学校として位置づけている。

学制以前の民衆教育には、手習塾等のほか、共同体内部で行われた
日常の生活習俗によるものがあつた。⁶⁷ また、手踊り等の習俗は、單な
る「遊惰」ではなく、地域秩序を安定させるために一定の役割をもつ
ていた。この触書は、地域社会で行われてきた從来の多様な民衆教育
を禁じるとともに、地域秩序維持の拠点であった河島書堂の教育を暗
に否定するものであつたと言えよう。そして、地域固有の習俗や独自
性を廃し、國家の近代公教育のもとで、一元的に地域住民子弟を教育
することを明確にしたものであつた。

そして、入間県には、河島書堂は近代小学校の基礎を築いたものと
してではなく、一掃されるべき旧弊として認識されていたことを示す。

また、田中次平の行動も、旧来の郷学所体制を維持するものではなく、
近代学校設立を推進したものと読み替えられているのである。このよ
うに、從来は入間県により公認されていた三小区による郷学所体制が、

河瀬県令によつて否定されることとなつたのである。

次に、川島領村々による小学校設立について、七小区に属していた

飯島村を例に見ることにする。明治六年六月に入間県と群馬県が合併して熊谷県となると、河瀬県令により、学区が全面的に改められるとともに、学制に基づいた正則学校の増設も計られた。

一方、三小区体制が崩れ、七・八小区による二小区体制となつていた旧川島分界では、熊谷県の指示を受けて、小区ごとに小学校の設立目標が決められた。七小区では、五校の設置目標と区画書を学区取締横田五郎兵衛に提出した。その後も、実際には、七・八小区を二区(旧河島書堂とその支学所である白井沼学校・下猪学校・小見野学校)に分界して、学校の維持・運営を行つていた。

次の史料は、飯島村の鹿山新一郎から鈴木庸行に宛てて出された書状である。

〔史料9〕

昨日御談有之候学校之義、兼て同布告之通り当小区え五ヶ處組訣之義ハ承知仕候所、先ツ差當り元会所へ仮ニ御取立被成度御談之儀は、為聊共御趣意ヲ相背候義ハ無之候得共、右同處ニテハ御案之通り廿丁余モ有之、拾一二位之子供ハ何分通路差支候所より、

私學所取立願御聞届有無之義過日中伺達差上候處、折節同掛様御留守ニ付、追て伺出候儀被仰付有之候ニ付、何れ伺済之上、元会所へ仮取立之義否御答可申上候間、此段御承知可被下候。且貴君他事近日熊谷へ御出張被為在候由承知仕候間、其節拙者モ出勤右

同度存候間、宜敷御返事可申故、得貴意度、早々以上。

西六月廿六日⁽⁵⁸⁾

史料9によると、七小区では五校の開校が目標とされたが、取り敢えず「元会所」つまり白井沼学校(旧河島書堂)を開校することとなつて、しかし、飯島村からは遠距離であるため、一〇歳以上の子弟も対象とした「私学所」を取り立てたいことを伺つたのである。そして鹿山は、村々の小学校設立を制限する郷学所体制への反感からか、「元会所へ仮取立之義否御答可申上候」と、郷学所体制へ明確な異議を唱えたのである。結局、九月七日の開校式には、「品々取込之儀有之」を理由に、鹿山は出席しなかつた。⁽⁵⁹⁾ 鹿山新一郎は、かつては川島分界の肝煎役として地域指導者層の一人であつたが、郷学所役員とはなつていなかつた。このことから、河島書堂や郷学所体制の維持を強く意識していたのは、三役ら地域指導者のうち、郷学所役員としてその設立・運営にあたつていた者たちであつたと考えられる。

飯島村では、鹿山とは別に、同村准副戸長野口半次郎により、私塾取立願いが六月三日に入間県へ出されている。⁽⁶⁰⁾ 理由は、「当郡中郷学校え隔絶三付、私塾取立度ニ付伺候事」と記されている。七小区の住民に両校が「郷学校」と認識されていることが注目される。

ちなみに、同じ七小区の表村の場合も、正則学校として開校予定の白井沼村・下猪村の両学校へ通学するように指示されたが、遠距離を理由に学校開設を七月二〇日に河瀬熊谷県令へ願い上げている。教員がいないため、両学校へ教師手伝として人を派遣し、ある程度の授業

経験を積んだのちに表村に学校を開設したいというものであった。

飯島村及び表村の事例だけを見ても、明治六年六月以降、自村民子弟の教育を目的として、村役人によつて学校の開設が積極的に行われたことがわかる。

また、川島領において郷学所体制を支えていた学校及び私塾も、五月には正則でないものは全て廃止とされていた。七小区でも県の指示を受けて、「一、是迄学校并私塾等正則ニよらざる物、断然廃止之事、一同承知。尤私塾は四月三十日限り相廃し候。」、「二、開校可否之事、一同開校いたし度決議」と、私塾の廃止及び正則学校の設立が集会で決議された。⁽⁶⁾

このことから、少なくとも七小区村々では、私塾廃止及び正則学校のみとされて以降も、しばらくは「元会所」「郷学校」「私学所」「私塾」という郷学所体制が採られ、住民にも意識されていた。そして、郷学所体制という枠中において、「学校」相当の学校設立が村々によつて目指されたのである。このような形で村々役人層による郷学所体制への異議や離反が顕著に見られるようになった。

明治六年三月以降は、郷学所体制は二小区に縮小されて存続していくが、同年八月十九日にはこの二小区体制も消滅することとなつたのである。兩区の副区長・学校庶務掛から熊谷県川越区庁に提出された届書によると、「其兩区学校之義、土地ヲ三区ニ分界シ、入費出金其外共取扱來候趣ニ有之候処、右不都合之儀不少候間、各小区限り便宜ヲ謀り學校設立可致候」と、各小区限りで学校設立等を行うことが決議された。旧川島分界という三小区体制による組織的な学校運営は完全に消滅することとなつたのである。

明治六年八月九日に稻生学校（下猪村）、九月七日に白井沼学校、九月中には他に中行学校（中山村）や成立学校（小見野村）が正則学校として開校した。郷学所体制においては三校のみであつたものが、明治七年末までに三小区で九校もの正則学校が開校されたのである。⁽⁶⁾

一二月一二日、鈴木庸行は学校庶務掛の免職願いを入間県に提出している。⁽⁶⁾ 六月に副区長に任命された上に元々病弱であるため、業務に差し支え、迷惑をかけることを理由としている。庸行は、前橋藩時代より地域運営や教育面において大きな役割を担つてきた。その実績から入間県移管後も様々な役職に任命され、単に教育担当者としてではなく、地域社会全体を統括する視点から教育についても主導してきた。庸行は六月にも一度免職願いを提出しているが、認められないなかつた。⁽⁶⁾ 今回、正則学校の設立が一段落したことにより、入間県も辞職を許可したものと考えられる。

鈴木庸行の学校庶務掛免職願い提出の二日後、旧会所・郷学所備品の処分が行われた。⁽⁶⁾ 箕箒や雑貝類などは入札にかけられて六・七・八小区や出資者に分配され、書籍類は献納者に返却された。また、旧前橋藩（県）から付与されたものだけは白井沼学校に据え置かれた。これにより、会所・郷学所は名実ともに解体され、郷学所体制も終焉を迎えたのである。

おわりに

以上、本稿では、近世後期から明治初期にかけて地域運営・地域教育を担つた地域指導者層の活動や意識に注目し、学制頒布前後における旧藩（県）時代の郷学校や手習塾等から近代小学校設立までの再編過程について検討した。また、地域指導者層内部の考え方の違い、地域指導者層と村々役人との考え方の違いや対立、県政と地域との関係を見ることで、単に連続や非連続といった評価とは違う、近世近代移行期像について明らかにした。本稿で明らかになつたことを若干の考察を加えて、それぞれの立場の視点から以下のようにまとめる。

① 実質的に地域による自主的運営がなされていた河島書堂は、新県成立に際して、旧前橋県との関係を断ち、名実ともに地域の機関として位置づけることが目標された。漢学のほかに早くから国学・洋学の導入が計画され、学制頒布後はその理念や条項も多く取り入れられた。しかし、実態は旧来の漢学主体の道徳的教育が行われ、地域指導者層の養成を主目的として存続された。

明治五年一月より、入間県が本格的に近代学校制度の普及に着手し始めるが、三小区では從来の郷学校や手習塾等をもつて学校に充てることとなつた。そして、三小区における計画的な学校設立策として、郷学校を拠点とする郷学校体制が確立されたのである。これは、白井沼村郷学校—支学所一校を拠点に、その下部機関として村々に私塾のみの開設を認めたものである。これにより、從来は私的・個別的であった手習塾等は、三小区という行政機構の管理下におかれ、地域の民

衆教育が三小区体制のもとで組織化されたのである。均質的な「学校」という枠内において、從来のような郷学校と手習塾等との制度上の差異はなくなり、地域内部で取り決められた議定によって差別化が計られているのみとなつた。実態は、三小区によつて担われた「学校」に対し、「私塾」は各村や個人により担われるという二重構造がとられた。これは、入間県が変則学校によつて近代学校政策を進めようとしたため、地域によつて独自の仕法が行われる余地が存在したことによる。

運営基盤は二重構造であつたが、從来の郷学校体制に手習塾等を取り込み、公的組織体系に位置づけたところに明治五年一月の議定の画期性があつたといえる。

以上、川島地域の民衆教育体制についてまとめると、i 「民衆教育」期（郷学校や手習塾など多様な機関が自由に活動）、ii 「学校—私塾」期（三小区体制での郷学校や手習塾等の編成・構造化、この段階では両者とも「民衆教育」期の継続を意識／五年一月）、iii 「近代小学校」期（各小区・町村ごとに均質化された小学校に再編成／六年八月）とすることができる。i と ii iii の間には、明治四年後半から翌年前半にかけて、廢藩置県や学制など政治的画期があるが、それらに影響を受けながらも、地域主体の緩やかな変化を見せた。

② 入間県移管前後を通じて、三役や郷学校役員ら地域指導者層により、地域運営や教育などが一体的に任せられた。彼らは川島分界解体後も、旧分界村々の一体的な行政機構（三小区体制）を目指し、地域運

営と密接な関係をもつて、当初は彼らの思惑通りに郷学所体制の維持が計られた。

旧川島分界の地域指導者層は郷学所役員としてその創設・運営に携わり、多くの人材を育成したという自負など、河島書堂や郷学所体制に対しても特別な思い入れを持っていました。そのため、考への違いがあったとしても、その存続は共通認識としてあつた。彼らは一貫して、河島書堂は地域教育の拠点として、人格形成を主とする旧来のままの機関と認識し、手習塾等よりも上位に位置づけていた。河島書堂は三小区一体で公的に運営するものとされ、私的・個別的に担う私塾とは異質のものと認識されていた。

しかし、「学校」という新たな教育施設の設置に直面した地域指導者層は、基盤や性質を異にする手習塾等と郷学所とを同じ学校として位置づけなくてはならなくなつたのである。そこで、明治五年一一月、手習塾等を郷学所体制に位置づけ、同じ枠組みの中で再秩序化し、差異を設けることで問題の解決を計つたのである。

注意しなければならないのは、彼らは地域住民との差別化だけを考えていた訳ではないということである。河島書堂の教育は、安定的な地域運営とともに、地域住民の利益確保を担うことのできる人物の養成を公的に行うものであり、地域全体を考えた公共的意識に基づくものと評価できる。また、彼らは郷学所とは別に手習塾等を開設しておき、地域住民子弟の教育にも強い関心を持っていたのである。これは、地域指導者としての責務と認識されていたと考えられる。そして、二

元に行われていた民衆教育を、三小区体制のもとに一元化して組織的に把握することとなつたのである。

本稿で検討した川島領の地域指導者層は、その創設・維持に全力を尽くした郷学所に対する愛着や地域指導者層としてのアイデンティティ、地域秩序の安定という責務から郷学所体制を維持していた一方で、手習塾等を郷学所体制の中に位置づけるなど、地域住民の教育も保証し、その普及を進めたのである。このような「知」の階層化と普及というある種の矛盾関係にある二つの側面を、彼らは地域の中で実践していたのである。

③三小区村々役人層からは、明治六年前半までは目立った郷学所体制批判は出ていなかつた。これは、私塾の公認によって、村民子弟に対する初等教育が保証されていたためである。つまり、地域住民子弟の教育を担つた私塾の設置は基本的に自由であつたため、私塾と明確に差別化された郷学所には関心が及ばなかつたのである。しかし、瀬戸県令下で変則学校が否定されると、学校（旧郷学所）と私塾との明確な差異が解消され、正則の小学校という同一レベルで郷学所と私塾が位置づけられることとなつた。そのため、旧郷学所を小学校とする郷学所体制では、村々による小学校設立が制限される事態に及んだのである。この段階に至つて、村々役人の郷学所体制に対する批判が噴出することとなつた。村々役人は、自村の利益確保という中で、小学校の設置も大きな責務と感じていたであろう。会所・郷学所に対する思い入れと旧川島分界という行政機構による民事一切の取り扱いを意

識していた旧三役・郷学所役員たちと、近世より村落に基盤を置いて村民の利益確保を計つてきた村役人層との間には意識差があり、廢寺跡地処理や小学校設立という場面において如実に表れたのである。また、村々は川島分界・三小区体制からも離反した。川島分界は前橋県による設定であり、大区小区制は戸籍編成のための区画であった。そのため、伝統的な町村との間で様々な矛盾が生じており、単に教育面だけではない、大きな問題を孕んでいたのである。

地域指導者層と村々役人層とは、地域住民やその子弟に対する教育の普及・振興という点では一致していたものの、その方法を巡つて意見の違いがあつたのである。結果的に、近世以来、特に明治三年の河島書堂創設以降の教育の階層構造を打破し、現在に繋がるような近代小学校の設立を強く押し進めたのは、近世期より地域教育の基盤を創ってきた旧三役・郷学所役員らよりも、村々役人であつたと評価することができる。

④田中次平はこの後も、第一五番中学区公選議員や学区取締として学校行政に関わることとなつた。明治一二年には推されて県会議員となるが、翌年辞職している。⁽⁶⁾そして、同一六年九月にその生涯に幕を閉じた。享年六四歳であつた。一方、鈴木庸行は副区長として学校設立に尽力したほか、白井沼学校校務掛、道路取締役兼務や地租改正惣代、同顧問人専務など、地域の代表・行政担当者として活躍した。そして、明治一二年には、白根多助埼玉県令に抜擢され、初代比企・横見郡長に就任したのである。郡長として、管内の治水と道路整備に努めた。

めた。⁽⁶⁾同一年に郡長を辞職したが、川島領耕地整理組合委員長を勤めるなど、生涯にわたつて地域の発展に尽した。そして、大正九年（一九二〇）二月、八三歳でその生涯に幕を閉じた。田中次平の明治期の業績については更なる検討が必要であるが、入間県移管以降、近代政策の展開を見据えながら、それを取り入れつつ地域の発展のために積極的に活動した鈴木と、前橋藩以来の郷学所体制にこだわりを見せた田中という構図を見ることができる。田中は、政府や県の近代政策が推し進める中で、少なからず矛盾を感じていたのであろうか。没後一年の明治二七年、川島領村々役人の有志により、田中次平の顕彰碑が建立された。⁽⁷⁾一月二三日には「記念碑完成式典」が催されたが、その際に記念として「朱子白鹿洞書院掲示」が頒布された。⁽⁸⁾これは、言わざもがな河島書堂の学則であつた。詳細は不明であるが、田中次平とともに近世近代移行期を生きた者たちによつて、田中次平の思いが河島書堂にあつたことが伝えられたといえる。

近世後期以降の手習塾等が近代小学校の基盤形成の大部分を担つたことは間違いないだろう。しかし、單一方向的な連続ではなく、政府や県の政策を踏まえながらも、地域指導者層による主導のもとで、地域指導者層内部の意識差、地域指導者層と村々役人との対立・協調という複雑な関係の中で、地域主体で再編・創出されたものであつた。

このように、地域における学校・教育が均質化される中で、旧三役・郷学所役員ら地域指導者層が自らの子弟教育をどのように進めてい

註

- (1) 幕末維新期の民衆教育の研究整理と課題については、川村肇「幕末維新庶民教育史の課題と展望」(『日本教育史研究』第九号、一九九〇年八月)がある。また、近世民衆教育史の研究状況や第三種郷学を巡る論争については、梅村佳代『日本近世民衆教育史研究』(梓出版社、一九九一年)、同「寺子屋研究の到達点と地域」(『地域教育史研究』二四、一〇〇三年)などに整理されている。
- (2) 木村政伸は、一定の自立性をもつ地域の寺子屋全体を視野に入れた研究が非常に少ないと指摘している。そして、自らも地域に即した動態的分析を行っている。(木村政伸『近世地域教育史の研究』思文閣出版、二〇〇六年一月)。
- (3) 『近世史フォーラム③ 地域社会とリーダーたち』(吉川弘文館、二〇〇六年一二月)、渡辺尚志編著『近代移行期の名望家と地域・国家』(名著出版、二〇〇六年一一月)など。また、鶴巻孝雄「教育、文明・國家、そして民權—明治前期中間層の秩序觀—」(『人民の歴史学』三七、一九九八年)は、小前層を開明化させる村役人層という構図の中で、村役人層たちの多様な意識が存在していたことを明らかにしている。
- (4) 木村穂校訂『旧高旧領取調帳』(東京堂出版、一九九五年)。
- (5) 松沢祐作「大区小区制の形成過程」(『歴史学研究』七七一、一〇〇三年二月)。
- (6) 『埼玉県教育史』第三卷(埼玉県教育委員会、一九七〇年三月)、『川島町教育史』(川島町、一九七八年三月)。
- (7) 松沢祐作「大区小区制の形成過程」(前掲註5参照)。
- (8) 川島地域の事例ではないが、拙稿①「農村における編纂物とその社会的

- (9) 平成一八年度埼玉県地域研究発表会報告「明治初年の郷学校設立と地域社会(前橋藩領武藏国比企郡川島領・川島郷学所を事例に)」(平成一八年七月三〇日)。報告要旨は、『埼玉地方史』第五七号(一〇〇七年一月)に掲載。
- (10) 鈴木(庸)家文書・七六八四、埼玉県立文書館収藏。『収蔵文書目録第三五集 鈴木(庸)家文書目録』(埼玉県立文書館、一九九六年)。
- (11) 鈴木(庸)家文書・七六八四。
- (12) 鈴木(庸)家文書・三三一五。
- (13) 鈴木(庸)家文書・二〇八八。
- (14) 鈴木(庸)家文書・三三一八一一。
- (15) 鈴木(庸)家文書・三三一八一一。
- (16) 明治四年太政官第五百五十九号布告(『明治四年法令全書』内閣官報局)。ちなみに入間県の成立は一月一四日である。
- (17) 鈴木(庸)家文書・二〇八八。
- (18) 鈴木(庸)家文書・三三一八一一。
- (19) 鈴木(庸)家文書・三三一八一一。
- (20) 『川島町教育史』(前掲註6参照)、一〇三頁。
- (21) 鈴木(庸)家文書・三三一五。
- (22) 鈴木(庸)家文書・三三一五。この下賜金返却を伴う仕法は、正月二日に仕法案①が談判されたが取り消しとなり、再度三役で話し合った結果、仕法案②が正月二三日にまとめられてい

る。仕法案①と②の詳細については、本稿では省略する。

- (23) 鈴木（庸）家文書・三三二一八一。
- (24) 鈴木（庸）家文書・三三二一五。
- (25) 『川島町教育史』（前掲註6参照）、一三八頁。
- (26) 鈴木（庸）家文書・三三二一五。
- (27) 鈴木（庸）家文書・一〇四一。
- (28) 鈴木（庸）家文書・一〇九〇。
- (29) 『埼玉原教育史』第三卷（前掲註6参照）、四二頁。
- (30) 飯島和雄氏所蔵文書、『川島町教育史』（前掲註6参照）より引用。
- (31) 飯島和雄氏所蔵文書、『川島町教育史』（前掲註6参照）より引用。
- (32) 鈴木（庸）家文書・三三二一三。
- (33) 小区ごとに置かれ、小区戸長とともに区内小学校に関する事務を担当した。学校庶務掛はのちに学校保護役と改称され、その人数等は区内の適宜に任されていた（『川島町教育史』前掲註6参照、一〇七頁）。史料中には「学校庶務掛」や「学校諸務掛議員」などとも記されるが、本稿では「学校庶務掛」に統一する。
- (34) 鈴木（庸）家文書・三三二一五、鈴木（庸）家文書・三三二一三。ちなみに、猪鼻孫一郎は翌六年正月三一日、小高伍太夫は六年一月一日に任命されている。
- (35) 『埼玉原教育史』第三卷（前掲註6参照）、三二頁。
- (36) 鈴木（庸）家文書・六四二八。
- (37) 鈴木（庸）家文書・三三二一三。
- (38) 鈴木（庸）家文書・三三二一五。
- (39) 鈴木（庸）家文書・三三二一五。
- (40) 鈴木（庸）家文書・三三二一三。
- (41) 鈴木（庸）家文書・六四二九。
- (42) 『埼玉原教育史』第四卷（前掲註6参照）、「第二十三章 小学私塾ハ小學教科ノ免状アルモノ私宅ニ於テ教ルヲ称スヘシ」。
- (43) 鈴木誠一氏所蔵、『川島町教育史』（註6参照）より引用。
- (44) 猪鼻家文書・一二六九、埼玉県立文書館収藏。『近世史料所在調査報告一九 板東家・田中家・猪鼻家文書目録』（埼玉県立文書館、一九八三年）。
- (45) 猪鼻家文書・八一。
- (46) 飯島和雄氏所蔵、『川島町教育史』（註6参照）より引用。
- (47) 鈴木誠一氏所蔵、『川島町教育史』（註6参照）より引用。
- (48) 三小区体制からの離脱については、松沢祐作「大区小区制」の形成過程（前掲註5参照）において指摘がなされている。
- (49) 鈴木（庸）家文書・三三二一二。
- (50) 鈴木（庸）家文書・三三二一五。
- (51) 鈴木（庸）家文書・三三二一。
- (52) 鈴木（庸）家文書・三三二一四。
- (53) この時期も継続していた桶川宿助郷不勤埋金一件においては、三小区による惣代選出や訴訟などが採られていた。そのため、三小区体制からの離脱は、松沢祐作が指摘する通り、民事一切を取り仕切る体制から、適宜組合を結成する近世的な村連合へと変化したものと判断できる。
- (54) 鈴木（庸）家文書・三三二一
- (55) 南各区副区長議者連署で提出された上申書では、短期間に県令が度々替わり、その度に学校政策が変革されたのでは効果が挙がる筈もなく、国や県の信頼にも関わるという内容であり、県令の任期を六年と定めてほしい

というものであつた。『川島町教育史』（前掲註6）一二四頁～一三五頁より引用。

(56) 根岸家文書・九八四、埼玉県立文書館収藏。『近世史料所在調査報告一

武藏国大里郡甲山村 根岸家文書目録』（埼玉県立文書館、一九八四年復刻）。

(57) 高橋 敏『日本民衆教育史研究』（未来社、一九七八年）。

(58) 鈴木（庸）家文書・七四六九。

(59) 鈴木（庸）家文書・七五四〇。

(60) 鈴木（庸）家文書・一二〇一五。

(61) 鈴木（庸）家文書・一二〇一六。

(62) 鈴木（庸）家文書・一二一一一。

(63) 鈴木（庸）家文書・七四三一。

(64) 『川島町教育史』（前掲註6参照）、一五六頁～一五七頁。

(65) 鈴木（庸）家文書・一二一一〇。

(66) 鈴木（庸）家文書・一二一一一。

(67) 鈴木（庸）家文書・一二一一〇。

(68) 「解説 田中洋一郎家文書」（川島町史調査資料第九集 諸家文書目録

III 川島町、二〇〇二年三月）。

(69) 「解説」（収集文書目録第三五集 鈴木（庸）家文書目録）埼玉県立文書

館、一九九六年三月）。

(70) 『埼玉県教育史金石文集 上』（埼玉県教育委員会、一九六七年三月）、

一五三頁。

(71) 明治二七年一月「朱子白鹿洞書院掲示」（田中洋一郎家文書・一二一）、

『諸家文書目録III』（前掲註69参照）より引用。

(72) この点については、中等教育に相当する私塾とその担い手に関する研究

がある。梅村佳代『日本近世民衆教育史研究』（梓出版社、一九九一年一〇月）など。ただし、本稿で明らかにしたことを踏まえ、全てにおいて対抗的・差別的意識を持つのではなく、協調関係とも併せて考えていく必要がある。

〔付記〕

本稿作成にあたつては、元当館古文書担当の犬飼大氏、同史料編纂担当の竹宮鉄平氏の両名より貴重な助言を頂いた。あわせて心より感謝を申し上げたい。